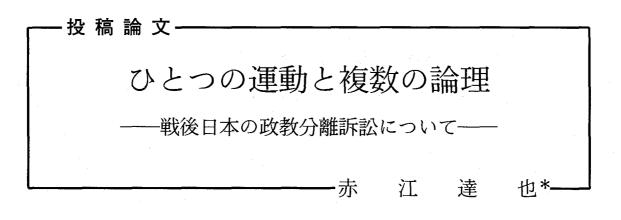
Title	ひとつの運動と複数の論理 : 戦後日本の政教分離訴訟について
Sub Title	Two types of logic in a social movement: on `Litigation for separation of religion and politics' in postwar Japan
Author	赤江, 達也(Akae, Tatsuya)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2007
Jtitle	哲學 No.117 (2007. 3) ,p.69- 88
JaLC DOI	
Abstract	This article describes and analyzes the emergence and transformation of `litigation for separation of religion and politics' in post-war Japan. Such constitutional cases started in the mid-1960's, spread out after the 1970's, and some of them are still going on. These cases are the same regarding the point of making an issue of the constitutional violation in question. But they are concerned with various points, such as religious acts undertaken by local governments (or public funding for religious events), enshrinement of the dead without the bereaved family's consent, and the prime minister's visits to Yasukuni Shrine. In this paper, I focus on the logic of the litigation, which is used to bring up the problem of violations of the constitution, as well as practices which support this logic. As a result of analysis, I point out that there is a subtle difference between the two types of logic employed; one applied when some initial litigation has begun, and another applied to give them political-and sometimes religious-meanings and to connect various cases. These two types of logic show the peculiar complicatedness of the relationship between religion and politics in postwar Japanese society.
Notes	特集記憶の社会学 投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000117- 0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



Two Types of Logic in a Social Movement: on 'Litigation for Separation of Religion and Politics' in Postwar Japan

Tatsuya Akae

This article describes and analyzes the emergence and transformation of 'litigation for separation of religion and politics' in postwar Japan. Such constitutional cases started in the mid-1960's, spread out after the 1970's, and some of them are still going on. These cases are the same regarding the point of making an issue of the constitutional violation in question. But they are concerned with various points, such as religious acts undertaken by local governments (or public funding for religious events), enshrinement of the dead without the bereaved family's consent, and the prime minister's visits to *Yasukuni* Shrine.

In this paper, I focus on the logic of the litigation, which is used to bring up the problem of violations of the constitution, as well as practices which support this logic. As a result of analysis, I point out that there is a subtle difference between the two types of logic employed; one applied when some initial litigation has begun, and another applied to give them political—and sometimes religious—meanings and to connect various cases. These two types of logic show the peculiar complicatedness of the relationship between religion and politics in postwar Japanese society.

^{*} 慶應義塾大学大学院社会学研究科準訪問研究員,日本学術振興会特別研究員

1. はじめに――政教分離訴訟の多様性

戦後日本社会における「宗教-政治」の関係について考えてみようとす るとき、すぐに思い起こされるのは、「政教分離訴訟」と総称される一連 の出来事である.政教分離訴訟とは、日本国憲法の「政教分離」規定を根 拠としながら、その「違反」を問題化(さらには解決)しようとする憲法 訴訟のことである.それは、1960年代半ばに始まり、その後各地で連鎖 的に展開され、現在にいたるまで継続されている.

それらの訴訟で問題化される事象は、地方自治体の宗教的行為、あるい は宗教的行事への公費支出、遺族の承諾を得ていない神社への合祀、首相 の靖国神社参拝などである。それらは、いずれも「政教分離・違反」と見 なされうるという点で共通してはいるが、それにしても、かなりの多様性 をもっていることは明らかである。

こうした多様性は、一連の政教分離訴訟群を、「政教分離・違反」を問題化する「ひとつの」社会運動として考える限りにおいては、それほど問題にはならない¹.しかし、政教分離訴訟を、戦後日本の「宗教-政治」関係を浮かび上がらせる媒体として考えてみようとするときには、そうした多様な事象を問題化する多様な実践がひとつの運動になっていく(もしくは、見えるようになる)過程こそが重要なものとなる.

様々な主題をめぐってそれぞれに立ち上げられていった問題化の実践 が、1960/70年代に憲法訴訟という形式を採用したのはなぜか.憲法訴 訟が遂行される過程で、それを支援する運動が形成されるのだが、それに よって問題化の論理はどのように変化したのか(しなかったのか).この ように問うことで、政教分離訴訟と呼ばれる出来事のなかに、複数の問題 化の論理と実践を見出していくことができるはずである.

この論文では,戦後日本における政教分離訴訟の出現と変容を,その問題化の論理と実践に定位しながら記述・分析する.その作業を通じて,政

教分離訴訟を立ち上げていった論理と、それをひとつの社会運動として連結していく論理のあいだの微妙な差異を明らかにする。それによって、政教分離訴訟の重層性(厚み)とともに、政教分離訴訟が戦後日本社会で出現したことの固有性=出来事性を指し示してみたい².

2. 「憲法の戦後レジーム」の成立——政教分離訴訟の前提条件

2.1 戦前と戦後のあいだ――プラカード事件

まず,政教分離訴訟を可能にする条件,およびその前史について見てい くことにしよう.政教分離訴訟とは,日本国憲法という〈法〉を根拠とす る〈裁判〉である.それゆえ,日本国憲法の存在が,出来事を構成する不 可欠の要素を成している.ただ,敗戦と日本国憲法が成立するまでのあい だには,時差が存在している.戦後の新憲法成立以前に,「政教分離訴訟」 の前史と見なしうるような奇妙な訴訟事件として,プラカード事件を挙げ ることができる.

事件の発端は、日本国憲法の公布よりも半年ほど前にさかのぼる.いま だ戦争の傷跡が生々しく残る 1946(昭和 21)年 5 月 19 日、皇居前広場 において、食糧メーデーの集会が開かれ、日比谷公園までデモ行進が行わ れる.デモに集まった人びとは 25 万人にものぼった.その大群衆のなか の一人、日本共産党員の松島松太郎が掲げていたプラカードが、メーデー 会場に集まっていた人びとの目を惹き付けるのである(松島 2003: 56).

半畳ほどの大きさのプラカードには,裕仁天皇が自ら語る形式をとった 次のような文言が書かれていた.

詔書/国体はゴジされたぞ/朕はタラフク食ってるぞ/ナンジ人 民/飢えて死ね/ギョメイギョジ

このユーモラスな文面をみた人びとは、腹をかかえて笑ったという³.

(71)

さらに、その文面は、新聞やラジオ、ニュース映画といったマス・メディ アを通じて報道され、大きな反響を呼ぶ(ねず 1961: 129). しかしなが ら、このプラカードを見ていたのは、集会の参加者や報道関係者だけでは なかった.デモ行進のなかに私服で同行していた警察官もまた、このプラ カードの文面に注目し、「不敬罪」に該当するとして検事局に報告する. その結果、6月10日に松島は検挙されることになるのである.

松島は、刑法で定められていた不敬罪によって起訴された.公判におい て、松島は「私ハ不敬罪ナルモノ其ノモノノ存在ヲ承認シナイノデアリマ ス」と述べ、不敬罪そのものの無効性を主張した(ねず 1961: 130).そ れに対して、検事は、不敬罪の存続を主張しながらも、名誉毀損罪を参照 することで有罪を主張した.

松島と弁護団は、なぜ不敬罪は無効であると主張したのか.その根拠 は、日本がポッダム宣言を受諾して無条件降伏したことによって、天皇は すでに主権を失っていると考えられたことにある.また、1945(昭和 20)年10月、連合国総司令部(GHQ)の「神道指令」によって思想や言 論の自由を制限する一切の法律や命令が廃止されていた.それゆえに、主 権者たる天皇を保護する不敬罪の「存在を承認しない」のである.

一審判決は、11月2日、10回の公判の後に下される.「天皇の名誉を 毀損した」罪による8ヶ月の懲役であった.名誉毀損罪となった理由に ついて、判決では次のように説明された.「不敬罪として起訴されたが、 ポ宣言受諾等によって、従来の天皇の特殊地位は完全に変革したので、天 皇の個人性が認められるようになった結果、天皇一身に対する侮辱行為は 名誉に対する罰をもって論ずべきである」(ねず 1961: 136-137).

ところが、その翌日、松島に恩赦が命じられる。その日、1946(昭和 21)年11月3日、日本国憲法(戦後憲法)は、大日本帝国憲法(明治憲 法)を「改正」するかたちで公布される。新憲法の公布にあわせて、30 万人にも及ぶ大赦が行われ、松島もその一人とされるのである。

(72)

天皇の特権性を保証する〈法〉の失効を主張していた者が,新たな〈法〉 の下で,天皇の名によって恩赦を命じられること――こうした奇妙な事態 は,一方では,新憲法の公布がもっていた政治的な効果を象徴的なかたち で示している.「現人神」から「人間」へと転換したはずの天皇に対して, 激しく戦争責任を追及する動きは,「象徴」という曖昧な規定に落ち着く ことで消えていくことになるからである(小熊 2002).しかし他方では, 松島や弁護団による「不敬罪」批判が,かなり有効なものであったことを 示してもいる.裁判所が準拠すべき〈法〉が変化しようとしている過程に おいて,〈法〉の「改正」によって削除される条項の妥当性を問題とする 審理を維持しつづけることは,司法・政府・GHQにも錯綜した問題を突 きつけることになる⁴.それゆえに,裁判所は,恩赦の前日に一審判決を 下すことで,事態を収束させようとしたのである.

2.2 憲法の諸理念——「反戦平和」・「信教の自由」・「政教分離」

日本国憲法は、1947(昭和22)年5月3日に施行される.だが、これ によってただちに政教分離訴訟が起こったわけではない.ただ、その不在 のなかで、政教分離訴訟が出現するための条件が形成されていく.その条 件として、いくつかの点を指摘しておきたい.

第一に,最大の条件として,「戦後的」と呼びうるような独特の歴史性 を帯びた憲法意識の成立を挙げることができる.日本国憲法が公布されて から一年ほどのあいだ,教材や小冊子,映画といった様々なメディアを通 じて憲法普及活動が大々的に展開された.学校では『あたらしい憲法のは なし』,『民主主義の手引き』といった副読本が使用され,2,000万部印刷 された小冊子『新しい憲法・明るい生活』は,全ての家庭に無料で配布さ れた.そうした圧倒的な物量作戦が,まずは若い世代に決定的な影響を与 えることになる.

とはいえ(あるいは、それゆえに)、現在「戦後的」だと思われている

憲法意識が成立したのは、1950年代半ば以降のことである.その直接的 な契機となったのは、憲法改正論議の盛り上がりである(渡辺 1994). 憲法改正に関する世論調査によれば、サンフランシスコ講和の頃には、改 憲賛成派が反対派を明らかに上回っていたのだが、50年代半ばには、賛 成派と反対派が拮抗するようになる.憲法改正論議に対するリアクション として、憲法が護られるべき規範であるという意識が形成されていく.し かも、いわゆる 55年体制下において、保守政権・与党内で改憲派と護憲 派が混在していたことで、「改憲派/護憲派、保守/革新、タカ派/ハト派 といった諸々の対立軸が、矛盾をはらみつつ微妙な均衡状態を達成する 『憲法の戦後レジーム』」が形成されるのである(北田 2004: 91).

ただ、憲法9条に関しては、1950年代前半から賛成派と反対派が拮抗 しており、反対派が60年代にかけて一貫して増大している。50年代に は、憲法改正は必ずしも9条改正とは結びついていなかったのに対して、 60年代には「憲法改正といえばもっぱら九条の改正」を意味するように なる(渡辺1994:239).その前提は、改憲派、護憲派のいずれにも共通 していた。こうして、「戦後日本社会は、『憲法改正』といえば九条を反射 的に思い浮かべるような――かなり特異な――身体性を再生産し続け」る ようになる(北田2004:90).それとともに、憲法が、戦争を否定する 「反戦平和」の象徴となるのである.

第二に、60年代後半における「信教の自由」という権利の発見を挙げ ることができる.逆にいえば、「信教の自由」という権利は、60年代末ご ろにいたるまで、広く知られてはいなかったのである.憲法改正論議や靖 国神社国家護持運動の高まりに対して、それに対抗するかたちで運動が立 ち上げられていく.そうした護憲運動と平和運動の重なり合いのなかで、 「男女平等、生存権、労働基本権、表現の自由など、日本国憲法に記され ていた基本的人権の一つ一つの条項が改めて『発見』されていった」のだ が、その最後尾に位置していたのが憲法 20条の「信教の自由」であった

(74)

(赤澤 2005: 148-149).

さらに,戦後社会の急激な変容が,基本的な条件となっていたことも見 落とすことはできない.高度経済成長のなかで,かつては圧倒的だった農 村と都市の格差が小さくなり,それとともに(相対的に)「小さな」差異 に関心を向ける余裕が生まれてくる.しかも,「戦争を知らない子供たち」 が登場し,活躍するようになっていく過程で,「戦争体験」世代が,自ら の拠って立つべき憲法の諸理念や諸権利を「再想像=創造」しはじめるの である.こうして,政教分離訴訟が登場するための舞台が整う.

しかし、当然のことながら、こうして見出された「憲法の理念」の内実 は、必ずしも一様ではない.確かに、「憲法といえば9条=反戦平和」と いうフィクショナルな前提が、1960年代以降の政治的言説において強く 作用していた.だが、憲法に書き込まれているのは、何も「反戦平和」ば かりではない.「反戦平和」、「信教の自由」、「政教分離」といった憲法の 諸理念が、緩やかに重なり合うことで様々な社会運動を支えていくのだ が、それらの諸理念のあいだには、少なからぬズレが存在していることは 言うまでもない.この点に留意しながら、政教分離訴訟の出現を追いかけ てみよう.

3. 違反と権利の同時発見——政教分離訴訟の出現

3.1 最初の政教分離訴訟——津地鎮祭訴訟

1965 (昭和40)年1月,三重県津市の津市体育館の起工式にあたり, 地鎮祭が開催されることになっていた.その案内状を受け取った津市議の 関口精一は,地方公共団体が神式の地鎮祭を行うのは「憲法違反じゃない か」と思ったという(田中1997:5)⁵.この直感的な違和感にかたちを与 えようとする試みが,後に「政教分離訴訟」と呼ばれる一連の出来事の端 緒となる.

とはいえ、その違和感の内実は、当初から明確であったわけではない.

「憲法違反」を問題化する論理も、後に関口自身が「現在のように政教分離の原則を厳密に認識していたかどうか」(田中 1997: 5) と語っているように、「憲法の理念に反する」という簡潔ではあるが漠然としたものに過ぎなかった.ただ、戦時中の神社への集団参拝で「神社の神を信じていないのに参拝させられ」ていた経験から、神道指令や日本国憲法を感銘をもって受けとめた関口にとって、津市長らの行為が「信じ難く、異様」なものに見えたのである (: 12).

関口はまず,行政事件訴訟法(8条)にもとづいて,起工式のうち宗教 行事にあたると思われる部分の執行停止を求める申し立てを津地方裁判所 に提出した.しかし,その申し立ては却下され,起工式は予定どおり開催 される.やむなく出席して証拠の写真を撮影した関口は,今度は地方自治 法(242条)による住民監査請求を行う.しかし,結果は費目の修正にと どまるものであった.

そのため、関口は住民訴訟に踏み切ることになる.政教分離をめぐる憲 法訴訟は前例がなかったため、引き受けてくれる弁護士がおらず、本人訴 訟として行われた.一人で準備書面を書き、口頭弁論や証人尋問を行わな ければならなかった.マス・メディアで報道されることもなく、支援者も なく、傍聴席もほとんど空席だった(田中 2002: 95).

地裁への提訴における,請求の主旨は2点――起工式での宗教的活動 に対して支出された公金7,663円の返還,原告に「何ら信仰していない 宗教行事に拝礼を強いた」ことへの損害賠償――であった.いずれも,宗 教団体への公金支出を禁止する条項を含む憲法20条および89条を参照 するものであった.憲法の「政教分離」や「信教の自由」についての規定 を参照するにあたっては,裁判官による示唆もあったという.つまり, 「政教分離」という理念や「信教の自由」といった権利は,当初から掲げ られていたわけではなく,訴訟を遂行する過程で見出されていったものな のである.しかしながら,1967(昭和42)年の津地裁判決は神式地鎮祭

(76)

は「習俗」であり、宗教的活動にはあたらない、という合憲判断を示し、 訴えは棄却されることになる.

ところが、名古屋高裁に控訴して、3人の弁護士が付いたころから、事件は次第に注目を集めるようになる.「それは、靖国神社の国家護持問題が政治的社会的に注目されるようになった時期と重なり、市の関わった地 鎮祭問題は靖国神社への国家関与とリンクして捉えられ、宗教者はじめ多 くの市民が支援に加わっていったのである」(田中 2002: 95).その経緯 に関して、「無神論者」を自認する共産党員の関口は、こう述べている.

実は私は最初,クリスチャンの方たちが靖国神社問題に取り組ん でいるのは知っていたが,それがこの地鎮祭訴訟に直結してもらう とは思ってもいなかったのです.ところが,共産党を含めて政党関 係の人はこの問題にむしろ無関心で,かえってクリスチャンなど宗 教関係の人たちといっしょにやって行くようになってしまった. (関口 1972: 302)

3.2 最高裁での敗訴と「天皇の影」

1971(昭和46)年に結審した高裁判決は,意見判断が示され,原告側の訴えをほぼ完全に認める「勝訴」であった. ところが,1977(昭和52)年の最高裁判決では,「神式地鎮祭は合憲である」として,原告の訴えは棄却される.こうして,最初の政教分離訴訟の最高裁判決は原告側の「敗訴」に終わる.その間,地方自治体(市)による神式地鎮祭をめぐる憲法判断は,地裁では合憲,高裁では違憲,そして最高裁ではふたたび合憲と,その都度反転しつづけている.

最高裁判決の論旨は,神式地鎮祭は「宗教とのかかわり合いをもつもの であることは否定しえないが,その目的は建築着工に際し土地の平安堅 固,工事の無事安全を願い,社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという

(77)

専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない」ので、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動にはあたらない、というものであった(田中 1997: 17-18).

この判決のなかで注目すべきは、「目的」と「効果」という観点である. これはアメリカの法理論である「目的効果基準」によるもので、津地鎮祭 訴訟最高裁判決で導入され、以後の判例となる⁶.この立場によれば、憲 法 20 条 3 項でいう「宗教的活動」とは、宗教との関わり合いが相当とさ れる限度を超えるものに限られる.すなわち、当該行為の目的が宗教的意 義をもち、その効果が宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉に なるような行為をいう.そして、ある行為がそれに該当するかどうかは、 その行為者の属性(宗教者か否か)や順序作法(式次第)といった「外形 的側面」のみにとらわれることなく、当該行為者の「宗教的意識」の有無 や程度、当該行為が一般人に与える効果などを「社会通念に従って、客観 的に」判断しなければならない、とされる.

目的効果基準の導入によって、津地鎮祭訴訟をめぐる判決は、劇的な仕 方でくつがえされる.この判決に、原告側の人びとは「天皇の影」をみて とることになる(田中 1997: 19)⁷.判決がくつがえされた要因として、 何らかの政治的圧力があったのではないか、という疑念を抱くのである. そして、目的効果論の導入は、当時すでに高齢であった天皇の代替わりを 予測しての準備ではないかと囁かれた.

こうした認識は、判決のたびに反転する憲法判断に翻弄される人びと が、自らの実践の意味を問い直そうとする試みでもあると同時に、政教分 離訴訟が、「靖国問題」というより一般的な問題のなかに位置を占めるよ うになっていたことを示している.

4. 違反を問題化する論理――連鎖する政教分離訴訟

4.1 「靖国問題」の磁場――浜松市政教分離原則侵害違憲訴訟

政教分離訴訟を支援する動きは、先に述べたように、1960年代末から 70年代にかけて、次第に拡大していく、それとともに、政教分離訴訟は 「靖国問題」と関連させて語られるようになる、この点について、田中伸 尚は次のように論じている。

靖国神社国家護持問題は、関口さんの一審敗訴〔1967 年〕後あ たりから一気に政治問題化し、大きな問題として浮上し、各地で 「反靖国」の集会が連日のようにもたれた.そのなかで、関口さん の小さな訴訟が「ミニ靖国訴訟」として俄然、注目を集めるように なった.(田中 1997: 14)

津地鎮祭訴訟は「ミニ靖国訴訟」, つまり「中央」における靖国神社国 家護持問題に対する「地方」の「靖国問題」として「注目を集めるように なった」というのである.こうして, 50年代にはじまる「靖国問題」の なかに,政教分離訴訟が位置づけられるようになる.しかし,政教分離訴 訟と「靖国問題」の関係は,必ずしも自明のものではない.というのも, 60/70年代における政教分離訴訟では,地方自治体や護国神社の営為が 問題とされていたのであり,必ずしも靖国神社が問題となっていたわけで はないからである.

それでは、政教分離訴訟と「靖国問題」は、どのように関係付けられた のか.この点を典型的に示しているのが、この時期、訴訟運動のなかで語 られるようになる「町のヤスクニ」のような言い回しである。その「町の ヤスクニ」という論理とその使用法を、浜松市政教分離原則侵害違憲訴訟 に見ることにしよう. 無教会キリスト者の溝口正は,浜松市に移り住んで以来18年にわたっ て,自治会と町内の神社とのあいだの制度的結びつきを,その内部で解決 しようと試みていた.しかし,受け入れられず,1973(昭和48)年,や むなく自治会を退会するにいたる.その後に起こった自治会役員会とのや りとりを,溝口は,次のように記している.

最後に紹介しなければならないのは、「神社の祭りに反対するような奴は日本人じゃない」という言葉である.「全くだ!」というような低いどよめきが会場にあった.この発言を聞いた時、私は出るべきものが出たと思った.町のヤスクニの正体がここにある. (溝口 1975: 42 強調は原文,以下同様)

「町のヤスクニ」発見の物語は、同時に、地域社会のなかに存在する 「ヤスクニ(的なもの)」を見出す眼差し(を備えた行為主体)の成立を示 している。それまで自治会を通じて配布されていた市の広報や通知が届か なくなったことなどを通じて、溝口は、「神道とゆ着して住民を支配する 日本社会の根深いカラクリを鋭く見破る自」を得た、というのだから(溝 口 1975: 50).

その視点から、溝口は、「市自治体と神社神道との政教ゆ着による住民 支配の機構」を描き出している⁸.

この構造は、町民=町内会員=神社の氏子という天皇制ファッシ ズム時代の地域社会の構造であり、これが「お上」の命令を徹底さ せる行政末端機構(大政翼賛体制)として、ファシズムの一翼を 担ったのであるが、これがまさに、そのまま生き続けていることの 発見であった.(溝口 1975: 50)

(80)

この「町のヤスクニ」の論理に関して,さしあたり次の2点を指摘し ておきたい.

第一に、「靖国問題」とは、地方の問題・個別的な問題を、中央の問題・公共的な問題へと関連させていく「大きな物語」であった、ということである。それによって、一見したところ「小さな」問題に、「大きな」意味を与えることを可能にしていく.

第二に、日本社会、とりわけ「戦前」の歴史が問題となる、という点で ある.「戦前」のファシズムと戦争を可能にした政治体制は、すでに解体 されたはずである.にもかかわらず、それが――いわば「戦前」の遺制と して――「戦後」社会に残存している、という歴史像が、政教分離訴訟に 関わる人々に繰り返し想起され、その記憶が訴訟運動を支えていく.

「町のヤスクニ」の論理は、各地でばらばらに展開されていた政教分離 訴訟を「靖国問題」へと関連付けることで、訴訟に「大きな」意味を与 え、複数の訴訟群や運動が連帯していくことを可能にする。それは当事者 にとっても劇的な変化であった.「これまで、ひとりでたたかってきた問 題が、いきなり市民運動の拡がりの中で、強力にたたかわれることとなっ たわけである」(溝口 1975: 46)。1973(昭和 48)年にはじまる山口自 衛官合祀拒否訴訟の原告女性が語る「私憤から公憤への転換」という表現 も、同様の論理を示している(松澤 2005: 149–150). このような論理に よって、多様な内容をもつ政教分離訴訟が相互に関連付けられ、「靖国問 題」へと包摂されていくのである.

4.2 政教分離訴訟のなかの断層――箕面忠魂碑訴訟

政教分離訴訟(とりわけ 1980 年代以降のそれ)は、「靖国問題」に象 徴される「政教分離・違反」を「社会問題」化する社会運動として、互い に連鎖しながら展開されていくことになる。だが、政教分離訴訟運動のな かで語られる問題化の言説には、微かな断層が走っているように思われ

(81)

る.この断層に着目しながら、箕面忠魂碑訴訟を検討しよう⁹.

この訴訟は、1975(昭和50)年秋、大阪府の箕面市が、市費約8,600 万円を支出して、市有地である箕面西小学校・正門前に高さ7メートル の巨大な忠魂碑を移設・再建したことにはじまる.これに驚いた学校近く の住民たちが、住民監査請求を行うのだが、その請求は却下される.その ため、翌1976(昭和51)年、市長らを被告とする住民訴訟を提起するの である.一審は、弁護士なし、原告9名による本人訴訟であった.

原告団が主張したのは、公共団体が忠魂碑を移設・再建・維持することの不当性であった。その不当性を立証する論理として、「忠魂碑があらわす『忠君愛国』と『戦争讃美』の理念は『憲法の理念』に反する」という、必ずしも法律論的とはいえないシンボリックな主張が繰り返し語られた(神坂 1985; 西尾 2002)。そして、憲法の「政教分離」規定については、最初に提出された訴状では言及すらされていなかった。

ところが、訴訟の過程で、争点の配置と力点が変化していく.地裁裁判 官の訴訟指揮によって争点整理がなされ、「箕面市の行為が政教分離に違 反するか否か」が中心争点となるのである.この争点整理について、原告 団メンバーの神坂玲子は、次のように書いている.

ところで、立証がやま場にかかったとき、裁判長は、忠魂碑の宗 教性について立証をうながし、判断の柱にすることを示唆した. /私たちは不満だった.私たちにとっては、忠魂碑があらわす「忠 君愛国」と「戦争讃美」の理念こそ第一義的に追求したいことであっ た.重点を宗教性に移すことは、たたかいの意義を低めるように思 えた.(神坂 1985: 88)

原告団は、忠魂碑の宗教性を焦点とすることに、「不満」を抱いたというのである.彼女だけではない.後の西尾広毅による聞き取りに対して

も,原告団の人びとは,「宗教のことはよくわからなかった」と口をそろ えて述べたというのである(西尾 2002: 250).

この事実からは、次の2つのことが分かる.

第一に、原告団メンバーにとって、「憲法の理念」とは、まずは戦争を 否定する「反戦平和」の理念であり、必ずしも「政教分離」の問題ではな かった、ということである。原告団の人びとは、自分たちが忠魂碑に「忠 君愛国」「戦争讃美」の理念を感じ取ってしまう「戦争体験」世代である ことを、繰り返し強調している。原告団リーダーは、「軍国少年が裏返し になった世代の人間としては、黙っておれない」と語っている(西尾 2002: 238)。この訴訟は、「忠君愛国」「戦争讃美」の理念が支配的で あった時代に「オギャーと生まれてそのまま戦争のなかを生きた」自分の "弔い合戦"なのである(神坂 1985: 87)。

第二に,忠魂碑をめぐる状況を問題化しようとする実践は,訴訟を提起 し,裁判の過程を通り抜けていくなかで,徐々に「政教分離訴訟」として の性格を帯びていった,ということである.神坂玲子は,「忠魂碑の宗教 性」という争点に不満を抱いたと書いた後,すぐに続けて,釈明のように もみえる言葉を書き付けている.

といって、私の戦争中における国家神道の体験が稀薄だというわ けではない、日本民族を天孫降臨の選ばれた民族とし、天皇を「現 人神」とし、日本を「神国」に仕立て、「聖戦」を遂行させた国家 神道の役割は「悪夢」として私のなかにある. ……/戦時の「宗教 的」体験にこと欠かないはずにもかかわらず、裁判長の対応にとま どいを感じたのは、「宗教性」についての感受性がにぶかったとい われても仕方ないかもしれない. (神坂 1985: 88)

ここで書かれているのは、「悪夢」のような「国家神道の体験」を「宗

(83)

教性」という観点から再解釈することで、現在の忠魂碑のなかに「宗教 性」を見出す「感受性」が形成されていく過程である.それは、憲法と 「反戦平和」を直結する戦後的な身体性に、「政教分離」という理念への感 受性が上書きされていく過程を示している.

原告団の人びとも、一審判決後には、「政教分離」という争点が、自分 たちが掲げる「反戦平和」という「憲法の理念」を実現するためのアプ ローチであると認識するようになっていた.この争点は、一審での勝訴 (違憲判決)を維持するために結成された弁護団によっても維持され、「勝 ち筋」である政教分離論の法技術論的な練磨がなされる.

しかし,控訴審の過程で原告団の理論的リーダーが急逝すると,「反戦 平和」を掲げる原告団と,「政教分離」論を精緻化しつつ宗教の定義をめ ぐる議論に深入りしていく弁護団とのあいだに乖離が生じる(西尾 2002: 240-242). 1890年には,この「政教分離」論にもとづく運動は,箕面 忠魂碑訴訟の弁護士を媒介として,大阪即位の礼・大嘗祭違憲訴訟へと接 続されている¹⁰. それは納税者訴訟として提起され,原告は累計 1,660 名,弁護団は 200 名近くにのぼる.こうして,1980/90 年代以降,靖国 神社公式参拝もしくは皇室祭祀を問題化する訴訟群が,各地で次々と立ち 上げられていく¹¹.

5. おわりに――政教分離訴訟の2つの論理

以上の記述・分析を通して明らかになったのは,政教分離訴訟における 問題化の言説は,一枚岩的なものではなく,少なくとも2つの主要な論 理が存在している,ということである¹².ひとつは,自らが「戦争体験」 世代であることを強調し,憲法の「反戦平和」の理念を根拠として,現在 における「戦前」の遺制を批判する論理である.これを「反戦平和」論と 呼ぶことにしよう.もうひとつは,自らの「信教の自由」が侵害されたこ とを主張し,憲法の「政教分離」規定を参照することで,「政教分離・違

(84)

反」を指摘する論理である.これを「政教分離」論と呼んでおこう.

実際の政教分離訴訟をめぐる言説のなかでは、これら2つの論理が絡まり合い、ときに対抗しながら、支え合っている¹³. ただ、次のような傾向を指摘できる. すなわち、初期の主要な訴訟が立ち上げられていくときに働いていたのは、法技術論的には素朴に見える「反戦平和」論である. それに対して、訴訟が遂行され、それを支援する運動が立ち上げられ、複数の訴訟が関連付けられていく過程において、より有効に機能していたのは「政教分離」論である. それゆえに、2つの論理は重なり合いながらも、「反戦平和」論に対して「政教分離」論のほうが優越していったのである¹⁴.

とすれば、本稿の冒頭で述べたように、多様な内容をもつ問題化の実践 が「政教分離訴訟」というカテゴリーで括られること自体が、訴訟と運動 が絡まり合いながら展開していくなかで、「政教分離」論が優越していっ たことの効果として考えられるかもしれない.

だが、重要なのはむしろ、政教分離訴訟が「反戦平和」論によって立ち 上げられ、「政教分離」論によって展開されたということの不可避性=必 然性を理解することであろう.それはおそらく、政教分離訴訟が直面した 困難を示している.「国家神道」の「宗教性」がはっきりと露呈していた (と事後的には見える)戦前に比して、戦後は批判対象が拡散し、稀薄な ものとなっている.それゆえに、「反戦平和」の論理とともに、現在のう ちに「宗教性」を見出す「政教分離」の論理が要請されるようになった、 と考えてみることができるはずである.政教分離訴訟の2つの論理は、 戦後日本社会における「宗教-政治」関係をめぐる〈問題〉の、独特の錯綜 と捉え難さを指し示しているのである.

- 政教分離訴訟という実践を、社会運動という観点から検討する研究として、松 澤広樹 (2005)、西尾広毅 (2002)、長谷川公一 (1994) などがある。また、法社 会学的な研究としては、播磨信義 (1975)、千葉正士 (1975) がある。
- 2 本稿は、政教分離訴訟という出来事を通じて、現在の「宗教-政治」をめぐる 問題機制を相対化しようとする試みでもある。そうした観点にとって、きわめ て重要な研究として、明治期の靖国神社をめぐる近代的な宗教観の出現を論じ た佐藤俊樹 (2006) と、最近の靖国神社における信仰の個人性を論じた池上良 正 (2005) を挙げておきたい。
- 3 このプラカードが引き起こした激しい反応(笑いや検挙)は、プラカードの文面がもつ両義性を示しているように思われる.文字どおりにとった場合、その文面は「天皇の私欲性を批判することで天皇制を批判する」という論理を内包しているのだが、その論理は天皇に無私性(この場合は、退蔵物資の放出等)を期待する点で、天皇制の圏内にあるように見える(佐藤 1993: 294).しかし、プラカードは、そうした天皇制の論理そのものをパロディ化している点において際立っており、それゆえに「笑い」を引き起こすとともに「不敬」として糾弾されるのである.この点は、別の機会に改めて論じることにしたい.
- 4 刑法の大逆罪(73,75条)と不敬罪(74,76条)の存廃をめぐっては、この時期、GHQと日本政府の間で激しい駆け引きが行われていた(古関1989: 277-283).それらの条項を削除した刑法は、1947(昭和22)年10月25日 に公布されている。
- 5 本稿では、氏名を明らかにして発言している人びとについては、研究者と同様 に、敬称を省略している。肩書きは、その時点でのものである。
- 6 目的効果基準にもとづく憲法解釈では、宗教と国家の関係は「完全分離」ではなく「相対分離」とされる。また、「政教分離」は、制度的保障の規定と捉えられ、「信教の自由」を直接保障するのではなく、「国家と宗教の分離」を制度として保障するものと解釈される。平野武(1995)、大原康男・百地章・阪本是丸(1989)、瀧澤信彦(1985)を参照。
- 7 田中伸尚は、山口自衛官合祀拒否訴訟の最高裁(1988年)における「逆転敗訴」のときにも、原告たちが同様の「天皇の影」説が語っていたことを指摘している(田中1997:19;2002).自衛官合祀拒否訴訟については、松澤広樹(2005)、田中伸尚(1980)、播磨信義(1975)を参照.
- 8 こうした歴史観は、『国家神道』(村上 1970)などで知られる歴史学者・村上 重良がこの著書に寄せた序文「地縁的祭祀と信教の自由」によって、学問的な

保証を与えられてもいる(溝口 1975: 7-13).

- 9 箕面忠魂碑訴訟については, 西尾広毅 (2002), 田中伸尚 (1997), 平野武 (1995) を参照.
- 10 ここでは、西尾広毅 (2002)の議論を参照しつつ、やや異なる解釈を行っている。西尾は「運動本来の敵対的な志向」が、法システムへの適合化によって行き場を失い、大阪即位の礼・大嘗祭訴訟へと「転生」する、というストーリーを提示している。
- 11 1997(平成9)年には、愛媛玉串料訴訟の最高裁判決において、津地鎮祭訴 訟における最初の最高裁判決から20年を経て、はじめて「違憲」判断を引き 出すことになる.
- 12 松澤広樹は、自衛官合祀拒否訴訟について、運動リーダーと支援者が異なった 論理で動いていたことを、動員フレームの違い――運動リーダーは「反戦平 和」、支援者は「信教の自由」――として分析している(松澤 2005: 152).こ の指摘は、以下の「反戦平和」論/「政教分離」論の重層という指摘と共通する ものである.
- 13 政教分離訴訟の当事者も、運動内部の差異をはっきりと認識している.「いま キリスト教など各宗教の人たちと無神論者がいっしょになって、矛盾をいくつ もかかえながらやっているわけですが、これはこれなりに文化的現象としてひ じょうに有意義な経験ではないかと思っています」(関口 1972: 302-303). 「『草の根』が『草の根』を貫ぬくとき、他の運動や立場への対応も連帯も是々 非々以外あり得ない.私たちの運動には党派をこえて多くの人が結集してい る.運動の原則を大事にすることが、そのまま支援に結集する人々を大事にす ることだと思う」(神坂 1985: 91).これらの発言で示されている政教分離訴 訟の実践の水準における政治的・宗教的立場の多様性とその布置については、 別稿で検討する.
- 14 「政教分離」論が優越した理由は、いくつか考えられる.まず、「信教の自由」 という人権侵害の主張や「政教分離・違反」の指摘が、訴訟という法的な場に 適合的であったことが挙げられる(西尾 2002).また、社会運動としての持 続的な展開において、キリスト教徒の占める比重が大きかったことも確認して おきたい、キリスト教徒による「信教の自由」の侵害という主張は、マイノリ ティ・ポリティクスと共振することで、固有の説得力を帯びることになる.

文献

赤澤史朗 2005 『靖国神社』岩波書店

- 千葉正士 1975 「わが国における国家と神社」日本法社会学会編『現代社会と 法』(法社会学 28) 有斐閣
- 播磨信義 1975 「護国神社への自衛官合祀拒否訴訟について」日本法社会学会編 『現代社会と法』(法社会学 28) 有斐閣
- 長谷川公一 1994 「社会運動としての憲法訴訟」日本法社会学会編『法秩序の近 代と現代』(法社会学 46) 有斐閣
- 平野武 1995 『政教分離裁判と国家神道』法律文化社
- 池上良正 2005 「靖国信仰の個人性」駒沢大学文学部文化学教室『文化』24
- 神坂玲子 1985 「十年をたたかってきて一箕面忠魂碑訴訟」『現代の理論』219
- 北田暁大 2004 「反イデオロギーとしての「現実主義」」『もしも憲法9条が変え られてしまったら』(別冊世界 732) 岩波書店
- 古関彰一 1989 『新憲法の誕生』中央公論社
- 松島松太郎 2003 (聞き手:吉田健二)「証言:日本の社会運動 食料メーデー と天皇プラカード事件(3)|『大原社会問題研究所雑誌』537
- 松澤広樹 2005 「山口自衛官合祀拒否訴訟におけるアイデンティティ形成と訴訟 遂行」日本法社会学会編『訴訟機能の拡大と政策形成』(法社会学 63) 有斐 閣
- 溝口正 1975 『自治会と神社』すぐ書房
- 村上重良 1970 『国家神道』(岩波新書) 岩波書店
- ねずまさし 1961 『象徴帝国の誕生―天皇昭和紀(下)』至誠堂
- 西尾広毅 2002 「政教分離訴訟におけるアイデンティティと法」日本法社会学会 編『法と倫理』(法社会学 56) 有斐閣
- 小熊英二 2002 『民主と愛国』新曜社
- 大原康男・百地章・阪本是丸 1989 『国家と宗教の間』日本教文社
- 佐藤俊樹 1993 『近代・組織・資本主義』ミネルヴァ書房
- ──── 2006 「社の庭一招魂社─靖国神社をめぐる眼差しの政治」東京大学社会 科学研究所『社会科学研究』57
- 瀧澤信彦 1985 『国家と宗教の分離』早稲田大学出版部
- 田中伸尚 1980 『自衛隊よ, 夫を返せ!』現代書館
- ----- 1997 『政教分離』(岩波ブックレット)岩波書店
- ―― 2002 『靖国の戦後史』(岩波新書) 岩波書店
- 渡辺治 1994 『政治改革と憲法改正』青木書店